

機能的定位脳手術施設認定および技術認定に関する細則

第1章 総則

(目的・名称)

第1条 一般社団法人日本定位・機能神経外科学会（以下、本法人）は、脳機能を修飾する機能的定位脳手術が、安全かつ緻密に実施されることと人材育成を目的として、機能的定位脳手術施設認定および技術認定を行う。この細則は本認定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 技術認定委員会

(設置)

第2条 本法人は、前章の目的を達成するために技術認定委員会（以下、委員会）を置く。

(業務)

第3条 委員会の業務は以下の通りとする。

- 1) 本制度に関わる規約の作成ならびに改訂。
- 2) 関連学会との連絡および調整、その他、本制度にかかわる全ての問題への対処。
- 3) 技術認定施設の審議ならびに判定。
- 4) 本制度技術認定の審査ならびに判定。
- 5) 講習会の開催および認定。

(委員の資格)

第4条 技術認定委員会委員（以下、委員）は、次の号に定める資格を要する。

- 1) 本法人の会員であること。

(委員選出方法)

第5条 委員は、委員会からの推薦のもとに、理事長が指名する。

(委員長を選任)

第6条 技術認定委員会に委員長1名と副委員長複数名を置くことができる。委員長及び副委員長は、理事会の承認に基づき、理事長が委嘱する。

(委員長の業務)

第7条 委員長の業務は以下の通りとする。

- 1) 委員長は、必要に応じて、技術認定委員会ほか技術審査に関わる委員会を開催する。
- 2) 委員会において決定された重要案件を執行する。
- 3) 委員内定者を承認する。
- 4) 技術認定証交付内定者を承認する。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、在任中に満65歳となった場合は、満65歳となった日以後最初に到来する事業年度の末日に任期満了となるものとする。

(欠員の補充)

第9条 委員あるいは委員長に欠員が生じたときは、第5条および6条に定める任命方法に準じて補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の資格喪失)

第10条 次の各号に該当する者は、委員会を経て委員の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により委員としての資格を辞退したとき。
- 2) 本法人の会員の資格を喪失したとき。
- 3) その他、委員として不適と認められたとき。

第3章 施設認定

(申請資格)

第11条 施設認定の認定審査を希望する施設は、以下の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- 1) 本法人の認定施設は、一般社団法人日本脳神経外科学会の定める専門医認定制度に関する規約に基づく基幹施設・連携施設・関連施設のいずれかであること。
- 2) 少なくとも1名の脳神経外科専門医が常勤していること。
- 3) 技術認定医の主導の下に適切に指導・管理されていること。

(申請)

第12条 施設認定の認定審査を申請する施設の代表者は、以下の号に掲げる手続きを行わなければならない。

- 1) 過去1年間（当該年1月1日～12月31日）の観血的機能的定位脳手術施行症例の登録。

(審査・認定)

第13条 施設認定を受ける施設は、以下の各号の要件を満たしていなければならない。施設認定審査は委員会が行い、本法人の理事会に答申する。

- 1) 技術認定医の主導の下に十分な指導体制がとられ、過去3年間の機能的定位脳手術症例登録数が原則24例以上あること。
(ただし18例以上の観血的機能的定位脳手術を含む)
- 2) 認定審査は年1回とする。
- 3) 登録の締め切りは毎年2月末とし、3月中に施設認定を行う。
- 4) 審査に合格した施設は、審査結果通知後速やかに認定料5万円を納付する。尚、認定料はいかなる理由があっても返還しない。
- 5) 理事会は委員会の議を経て認定した施設に認定証を交付する。ただし、認定期間は1年とする。

(認定資格の取り消し)

第14条 委員会は以下の各号の理由により、認定資格の喪失を理事会に答申できる。

- 1) 施設認定内定施設が認定を辞退したとき。
- 2) 委員会が、認定施設として適格性を欠くと判断したとき。

第4章 技術認定

(申請資格)

第15条 技術認定の認定審査を希望する者は、以下の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- 1) 脳神経外科もしくは神経内科専門医である者。
- 2) 本法人の会員であること。

(申請)

第16条 技術認定の認定審査を申請する者は、以下の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1) 機能的定位脳手術認定施設にて技術認定医の指導の下に5例以上の観血的機能的定位脳手術に携わる。
- 2) 上記5例について本法人が定める様式に従って症例報告を、委員会に提出する。
- 3) 症例報告の症例は、申請日より遡って3年以内に認定施設にて経験した症例とする。

(審査・認定)

第17条 以下の要件を満たす者は、機能的定位脳手術技術認定の審査・認定を受けることができる。技術認定審査は委員会が行い、理事会に答申する。

- 1) 提出された5例の症例報告が委員会にて適正と判断された者。

(認定資格の取り消し)

第18条 委員会は以下の各号の理由により、認定資格の喪失を理事会に答申できる。

- 1) 技術認定内定者が認定を辞退したとき。
- 2) 本法人の会員の資格を喪失したとき。
- 3) 委員会が、認定医として適格性を欠くと判断したとき。

第5章 補則

(細則の変更)

第19条 本細則の変更改廃は理事会が行う。

附則

平成30年5月19日施行

令和3年3月3日改正

令和4年7月20日改正

令和7年6月23日改定